

国自安第28号
令和7年6月11日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局安全政策課長
(公 印 省 略)

自動点呼機器認定要領について

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）第2条第2号及び第3号に規定する業務前自動点呼又は業務後自動点呼を実施する場合において用いる自動点呼機器について、「業務後自動点呼機器認定要領」（令和5年3月31付け国自安第160号）を「自動点呼機器認定要領」（令和7年6月11日付け国自安第28号）として別添のとおり改正し、自動点呼機器が法令等の国土交通省が定める基準に適合することを認定するために必要な要件、申請及び認定事務に関する事項を定めたので、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれない。

自動点呼機器認定要領

I 目的

この認定要領は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号。以下「点呼告示」という。）第 2 条第 2 号及び第 3 号に規定する業務前自動点呼又は業務後自動点呼を実施する場合において用いる業務前自動点呼機器及び業務後自動点呼機器（以下「自動点呼機器」と総称する。）について、自動点呼機器が法令等の国土交通省が定める基準に適合することを認定するために必要な要件、申請及び認定事務に関する事項を定めるものである。

II 自動点呼機器の要件等

1. 自動点呼機器の要件

以下に掲げる要件に適合すること。

(1) 機能等

業務前自動点呼機器にあつては点呼告示第 9 条第 1 項、業務後自動点呼機器にあつては同条第 2 項の要件に適合すること。

(2) 体制等

(ア) 事業者用の自動点呼機器取扱説明書等

当該自動点呼機器を正しく使用するために必要な、機能、使用方法、使用条件、注意事項等を明示した取扱説明書を提供し、説明すること。

(イ) 修理体制

自動点呼機器の不具合等に対する修理体制を整えていること。

(ウ) 不具合情報等の収集

自動点呼機器の不具合に関する情報を事業者から収集し、必要な改善を行う体制を整えていること。

(エ) 品質管理体制

自動点呼機器（当該自動点呼機器の使用のために提供されるソフトウェアを含む）が均一性を有して製作されるよう適切な品質管理が行われていること。

2. その他の要件

業務前自動点呼機器及び業務後自動点呼機器の認定はそれぞれ独立して行うものとし、当該認定に係る申請及び審査も同様とする。なお、当該認定に際しては、必要に応じて更なる要件を付すことがある。

Ⅲ 申請

1. 申請者の要件

本認定要領の対象となる申請者は、自動点呼機器の製作者又は自動点呼機器の製作者との契約に基づき当該機器の販売を行う者であって製作者から当該機器の審査に必要な情報の提供を受けることができる者（以下「製作者等」という。）とする。

2. 申請方法

申請者は、申請に必要な書類を、電子メールにより、4. の申請先へ提出する。ただし、国土交通省物流・自動車局安全政策課が別途指定する連絡先がある場合は、当該連絡先へ提出する。

3. 申請書類

- (1) 自動点呼機器認定申請書（様式1）
- (2) 自動点呼機器の概要（様式2）
- (3) 業務前自動点呼機器の要件に係る自己チェック表（様式3-1）
- (4) 業務後自動点呼機器の要件に係る自己チェック表（様式3-2）
- (5) 各要件に係る根拠資料（自己チェック表の根拠資料欄に記載してある番号を記載すること。また、根拠となる部分をマーカーで強調する等該当部分を明確にすること。）
- (6) 会社概要パンフレット

4. 申請先

国土交通省物流・自動車局安全政策課

電話：03-5253-8566（直通）

メール：hqt-jidoshaannsei@gxb.mlit.go.jp

5. 申請に当たっての注意事項

- (1) 提出された申請書類は、国土交通省が認めた場合を除き、変更することはできない。
- (2) 申請者の要件を満たさない者による申請又は虚偽の記載をした申請は、無効とする。
- (3) 国土交通省は、申請者に対し必要に応じ、追加資料の提出、自動点呼機器の現品及び自動点呼機器の営業所等への設置状況の提示又はデモンストレーションの実施等を求める。
- (4) 申請に係る費用（(3)に係る費用を含む。）は、申請者の負担とする。

Ⅳ 自動点呼機器の認定

1. 審査・認定

国土交通省は、申請者から提出された申請書類を基に、申請された自動点呼機器が本認定要領Ⅱに定める要件に適合しているか審査し、認定する。

2. 認定結果の通知

認定結果は、「認定審査結果通知書」（様式４）により申請者へ通知する。

3. 認定結果に係るウェブサイトへの掲載

認定を受けた自動点呼機器については、以下の項目を国土交通省のウェブサイトに掲載する。

- (1) 当該自動点呼機器の名称（製品番号）
- (2) 当該自動点呼機器の概要
- (3) 当該自動点呼機器の製作者等の名称及び電話番号
- (4) 当該自動点呼機器の概要が掲載された製作者等のウェブサイトの URL
- (5) その他特記事項

4. 認定の有効期間

認定の日から２年間

5. 認定を受けた自動点呼機器の製作者等の実施すべき事項

- (1) 認定を受けた自動点呼機器（以下「認定機器」という。）の製作者等（以下「認定製作者等」という。）は、４．に定める有効期間の間、提出した申請書類及び追加資料に記載された自動点呼機器の機能及び体制等を維持しなければならない。
- (2) 認定製作者等は、認定にあたり条件が付された場合は、それを遵守しなければならない。
- (3) 認定製作者等は、国土交通省から、認定機器に関連する資料の提出や説明を求められたときは、これに応じなければならない。

6. その他の手続き

(1) 仕様変更の申請

認定製作者等は、認定機器の仕様を変更しようとするときは、あらかじめ「仕様変更申請書」（様式５）を国土交通省に提出し、承認を受けなければならない。当該申請について、国土交通省は、認定製作者等に対し、仕様を変更する自動点呼機器に係る説明、当該自動点呼機器の現品の提示又はデモンストラーションの実施を求める場合がある。

仕様変更の審査結果は、「仕様変更に対する通知書」（様式６）により申請者へ通知する。

(2) 認定廃止の届出

認定製作者等は、認定機器の製作又は販売を終了しようとするときは、遅滞なく「認定廃止届出書」(様式 7)を国土交通省に提出しなければならない。

国土交通省は、「認定廃止届出書」を受理後、速やかに、当該自動点呼機器が認定廃止となった旨を国土交通省ウェブサイトに掲載する。

(3) 改善措置の実施

認定製作者等は、虚偽の申請により自動点呼機器の認定を受けた又は認定機器が本実施要領Ⅱに定める要件に適合しなくなったとして国土交通省が認める場合は、速やかに改善措置を講じなければならない。

(4) 認定の取消し

国土交通省は、製作者等が前項の改善措置を講じない場合又は講じた改善措置内容が適切でない場合、当該自動点呼機器の認定を取消し、国土交通省ウェブサイトに掲載する。

認定の取消しを受けた製作者等からの自動点呼機器認定の申請は、取消しを受けた日から一定期間、受理しない場合がある。

- (様式 1) 自動点呼機器認定申請書
- (様式 2) 自動点呼機器の概要
- (様式 3-1) 業務前自動点呼機器の要件に係る自己チェック表
- (様式 3-2) 業務後自動点呼機器の要件に係る自己チェック表
- (様式 4) 認定審査結果通知書
- (様式 5) 仕様変更申請書
- (様式 6) 仕様変更に対する通知書
- (様式 7) 認定廃止届出書

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日付け国自安第 160 号)

1. この認定要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。
2. この認定要領の施行前に「乗務後自動点呼実施要領について」(令和 4 年 12 月 20 日付け国自安第 116 号。以下「旧実施要領」という。)の規定により認定を受けた自動点呼機器は、その有効期間内において、旧実施要領の規定により国土交通省の認定を受けた機器として取り扱う。
3. この認定要領の施行前に、旧実施要領の規定により行われた申請の審査及び認定等については、この認定要領の施行後においても、なお従前の例による。

附 則 (令和 7 年 6 月 11 日付け国自安第 28 号)

1. 改正後の認定要領(以下「新認定要領」という。)は、令和 7 年 6 月 11 日から施行する。

2. 新認定要領の施行前に改正前の認定要領（以下「旧認定要領」という。）の規定により認定を受けた業務後自動点呼機器は、その有効期間内において、旧認定要領の規定により国土交通省の認定を受けた機器として取り扱う。
3. 新認定要領の施行前に、旧認定要領の規定により行われた申請の審査及び認定等については、新認定要領の施行後においても、なお従前の例による。